

豊川市監査公表第35号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、教育長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成28年3月1日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	井 川 郁 恵

別 紙

定例監査結果に基づく措置通知書（教育委員会学校給食課）

監査実施期間 平成26年 9月 8日から

豊川市監査公表第35号分

平成26年10月17日まで

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(検討事項)</p> <p>1 各学校の学校給食費の徴収事務を、分任出納員ではない職員が取扱っているため、責任の所在を明確にするため、その職員を分任出納員に任命するとともに、領収印を配備するよう検討されたい。</p> <p>(改善事項)</p> <p>1 自動販売機設置に係る行政財産貸付実施要領に、行政財産目的外使用許可で対応できる要件が規定されているが、決裁ではその要件及び根拠が示されていないため、改善されたい。 (学校給食センターの飲料水等自動販売機)</p>	<p>1 各学校の分任出納員については、学校長のみとしていたが、平成27年4月1日に、公金収納事務を取扱う職員等の全員に任命した。また、今後の公金事務の取扱いとして、複数人の分任出納員が、分任出納員印（領収印）を共用する際は、領収書作成時に分任出納員印及び私印を押印するように義務付け、責任の所在を明確にした。</p> <p>1 平成27年度から自動販売機設置に係る行政財産貸付実施要領の行政財産目的外使用許可要件が、「自動販売機等設置に伴う行政財産の目的外使用許可に係る使用料について」（平成27年2月13日豊管第300号財産管理通知）別紙3留意事項(2)の理由から非該当となり、当該事務が総務部管財契約課に移管され、自動販売機設置に係る行政財産貸付実施要領に基づき、一般競争入札方式に変更された。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成28年2月3日現在のものである。